

## 1 監察実施項目及び監察対象部署

警察庁本庁及び管区警察局は、「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対応状況」を全国統一実施項目として、47都道府県警察に対して監察を実施した。

## 2 監察実施結果

### (1) 対処体制の確立状況

- 本部では、司令塔型、PT型など生活安全部門と刑事部門が連携し一元的に対処する体制を構築している。
- 警察署では、署長を統括責任者、生活安全課長とともに刑事課長を対処責任者とする体制等を構築し、部門間連携を図っている。

### (2) 相談への対応状況

- 原則として生活安全部門と刑事部門による共同聴取を行っており、夜間や他の事案対応等で体制が取れない場合でも、可能な限りの補完措置を取っている。
- 一部に被害申告や一時避難を躊躇する相談者もいるが、過去の具体的な事例を挙げるなど、危険性・切迫性を丁寧に説明している。

### (3) 事案への対処状況

- 警察署では、事案を認知した場合に本部対処体制へ速報しており、本部では、事案に応じて指導や支援を実施している。
- 警察庁が作成した危険性判断チェック票や県独自で作成した指標を参考資料として、危険性・切迫性の判断を組織的に行っている。  
※ 危険性判断チェック票について、「外国人の場合に対応できないことがある」「相談者によっては分かりにくいとの声がある」などの意見があった。
- 生活安全部門と刑事部門が連携して、相談・事件化・被害者の保護等について対処している。  
※ 長期的・継続的な対応が必要なことが多く、現場での業務上の負担が大きい状況が認められた。

### (4) 保護措置の実施状況

- 公的シェルターやホテルへの避難措置、自宅等への張り付け警戒、保護資機材の貸出し等の各種保護措置を図っている。

## 1 趣旨

監察に関する規則に基づき、平成27年度に警察庁が行う監察の実施計画を作成したものの。

## 2 計画の作成に当たっての基本方針

- (1) 四半期ごとに、警察庁長官及び各管区警察局長が全ての都道府県警察を対象として行う「全国統一実施項目」と、各管区警察局長等がそれぞれの管内府県警察等を対象として行う「独自実施項目」を設定する。
- (2) 実施項目の設定に当たっては、非違事案が発生しやすい業務分野での未然防止及び警察庁が重点的に取り組んでいる施策の更なる推進が図られるよう、配意する。

## 3 計画の内容

平成27年度監察実施計画（別紙）のうち、全国統一実施項目は次のとおり。

- (1) 第1四半期  
犯罪被害者支援の推進状況
- (2) 第2四半期  
交通事故抑止に資する交通指導取締り・速度規制の推進状況
- (3) 第3四半期  
適正な捜査管理の推進状況
- (4) 第4四半期  
厳正にして合理的な許可等事務の推進状況

## 4 その他

- (1) 業務主管部門は、監察部門と連携して監察に当たるとともに、監察実施結果等を踏まえ、業務の適正と効率化に資する業務の改善等を図るよう努める。
- (2) 監察部門は、監察実施計画に定める監察のほか、適時に随時監察を行い、非違事案の未然防止を図る。

## 1 国会への年次報告等

通信傍受法第29条の規定に基づき、前年中の通信傍受の実施状況について、閣議を経て、国会に報告するとともに、公表するもの。

※ 法務省・厚生労働省・国土交通省との共同閣議請議

## 2 報告内容

平成26年中は、警察において、組織的な薬物事犯7事件、銃器事犯3事件に関し、携帯電話を対象とする26件の傍受令状の発付を得て傍受を実施し、その結果、72人を逮捕した。

## 3 今後の予定

平成27年2月6日 閣議

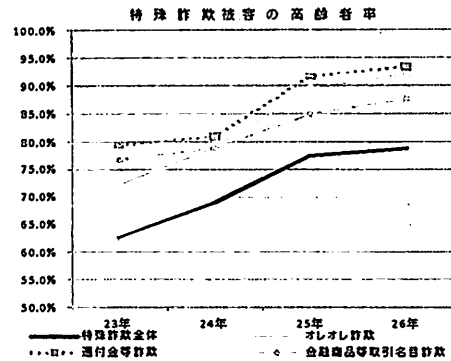
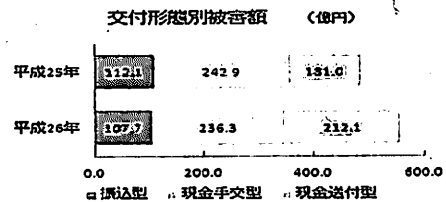
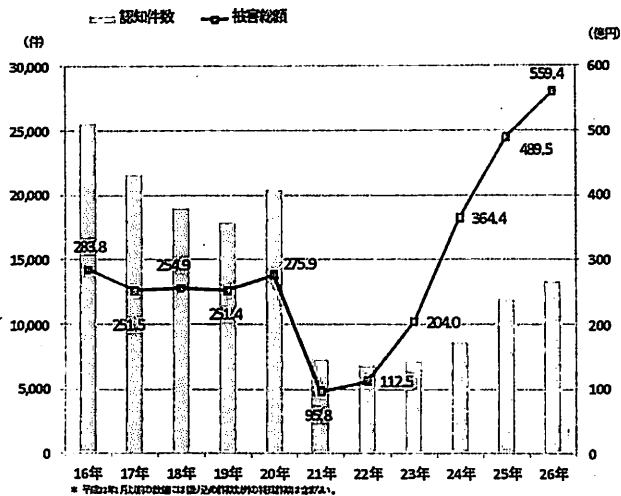
同日 国会報告

同日 公表（警察庁ホームページへの掲載等）

## 4 参考

平成12年8月の通信傍受法施行から平成26年までの間における同法の適用は、99事件（傍受令状発付281件）である。

### 1 特殊詐欺の認知状況



#### ○ 特徴

- 被害額は、559.4億円と初めて500億円を超え、過去最悪を更新。全財産犯の現金被害額（約1,130億円）の49.5%。
- 送付型事案の認知件数（既遂）が2,872件（+1,050件、+57.6%）、被害額が約212.1億円（+81.1億円、61.9%）と急増。
- 高齢者（65歳以上）被害の特殊詐欺の件数が10,540件（+1,246件、+13.4%）、その割合も78.8%（+1.3P）と増加。（オレオレ詐欺、還付金等詐欺、金融商品等取引名目詐欺で特に割合が高い。）

### 2 取組状況

#### ○ 犯行拠点の摘発等

- 犯行拠点41箇所を摘発、166人を検挙（+17箇所、+37人）
- 「だまされた振り作戦」による受け子等の検挙（851人）等により、検挙人員が1,990人（前年比+216人、+12.2%）で過去最多。

#### ○ 関係機関等との連携による水際阻止

金融機関等と連携した声掛け等による水際阻止件数10,731件、阻止額約296.5億円、阻止率46.4%（+9.5P）といずれも過去最高。

#### ○ 送付型事案に対する取組の強化

- 特殊詐欺の被害金送付先情報を郵便・宅配事業者に提供し、被害金の配達を阻止。897件、約19.7億円の被害を未然に防止。
- 都内所在の私設私書箱等32箇所の送付先を摘発、37人を検挙。

### 3 今後の取組

#### ○ 重点3類型への捜査、予防の強化

高齢者を主な標的とした①オレオレ詐欺、②還付金等詐欺、③金融商品詐欺（金融商品等取引名目詐欺及びこれと類似した架空請求詐欺）を「重点3類型」として、捜査・予防の重点化。

#### ○ 送付型事案対策の強化等交付形態別の対策

- 金融機関と連携した水際対策の強化。
- 送付型事案における送付元店舗等との連携強化、送付先に対する捜査の強化等、交付形態別の対策の推進。

大阪府警察は、本年1月28日、大阪府泉佐野市内において、当時内縁関係にあった被害者を殺害したとして、その内妻を殺人罪で通常逮捕した。

#### 1 被疑者

住居 京都府向日市<sup>むこうし</sup>

無職 ( ) 68歳

#### 2 被害者

住居 大阪府貝塚市

無職 A 男 当時71歳

#### 3 逮捕事実の概要

被疑者は、平成24年3月9日、内縁関係にあった被害者にシアン化合物を摂取させ、大阪府泉佐野市内において、同人を青酸中毒により死亡させて殺害したものの。

#### 4 捜査の経緯

- (1) 目撃者から「オートバイが転倒し、運転者が倒れている」との119番通報がなされ、被害者が救急搬送されたが、病院において死亡を確認。
- (2) 司法解剖を実施した結果、解剖医は病死であると鑑定。
- (3) 平成25年12月、京都府内で被疑者が夫である別の男性にシアン化合物を摂取させて殺害（平成26年11月、京都府警察が、被疑者を殺人罪で逮捕）。
- (4) 大阪府警察が、本件被害者の血液の薬毒物鑑定を実施した結果、シアン化合物を検出。
- (5) 所要の捜査を継続した結果、本件についても被疑者が敢行したものと特定し、殺人罪で通常逮捕。

愛知県警察は、本年1月27日、名古屋市昭和区内居住の大学生が女性を殺害したとして、殺人罪で緊急逮捕した。

#### 1 被疑者

住居 名古屋市昭和区

大学生 A子 19歳

#### 2 被害者

住居 名古屋市千種区

無職 B女 77歳

#### 3 逮捕事実の概要

被疑者は、平成26年12月7日頃、名古屋市昭和区の居住地において、被害者の頭部を殴るなどし、殺害したもの。

#### 4 捜査の経緯

- (1) 昨年12月7日、被害者の夫から「妻が出掛けたまま帰宅しない。」との110番通報を受け、行方不明届を受理。所要の捜査の結果、被疑者が被害者の最終接触者として浮上。
- (2) 本年1月27日、名古屋市昭和区内の被疑者の居室を確認したところ、被害者の遺体を発見。
- (3) 被疑者が犯行を認めたことから、殺人罪で緊急逮捕。

公安委員会  
説明資料No. 7

指定暴力団五代目工藤會幹部の  
検挙について

平成27年1月29日  
暴力団対策課

福岡県警察は、1月26日、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反及び恐喝未遂で、指定暴力団五代目工藤會理事長代行等を検挙した。

### 1 被疑者

住居 福岡県北九州市

指定暴力団五代目工藤會理事長代行兼同會傘下組織組長

(61歳)

ほか配下組員2名

### 2 被害者

福岡県内居住

Aさん (男性)

ほか1名

### 3 事案の概要

被疑者が組長を務める傘下組織が組事務所として使用していた建物について、建物の所有者である被害者が、今後の組事務所としての使用を拒絶したところ、被疑者らは被害者に対し、当該建物を無償で自分達に贈与するよう暴力団の威力を示して要求し、当該建物を脅し取ろうとしたもの。

公安委員会 説明資料No. 8	オウム真理教に対する観察処分の 期間の更新決定（5回目）について	平成27年1月29日 公安課
--------------------	-------------------------------------	-------------------

公安審査委員会は、平成27年1月23日、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき、オウム真理教に対する観察処分の期間を更新（3年間）することを決定（5回目）した。これにより、教団は、引き続き、公安調査庁長官に対する構成員や資産等を報告する義務及び公安調査官の立入検査を受忍する義務を負うこととなる。

## 1 決定の概要

観察処分の期間更新の要件（法5条1項1～5号及び同条4項）の全てに該当

### (1) 1号該当性（首謀者が団体の活動に影響力を有している）

幹部らは、麻原彰晃こと松本智津夫（以下「松本」という。）を「尊師」、「グル」と尊称し、構成員に対して、松本への絶対的帰依を強調した指導を行い、松本が拘置されている東京拘置所周辺に赴く行為を「聖地巡礼」と称して奨励するなどしている。また、構成員にも松本への深い帰依を示す言動が随所に認められる。

### (2) 2号該当性（無差別大量殺人行為に関与した者が役職員又は構成員）

松本サリン事件に関与した角川知己が、現在も構成員であると認められる。

### (3) 3号該当性（無差別大量殺人行為実行時に役員であった者が現在も役員）

両サリン事件当時、役員であった上祐史浩が、現在も役員であると認められる。

### (4) 4号該当性（殺人を勧める綱領を保持）

現在も殺人を暗示的に勧める内容を含む教義を保持し、かつ、これを構成員の行動規範にしていると認められる。

### (5) 5号該当性（その他無差別大量殺人行為に及ぶ危険性）

幹部らは、現在も両サリン事件を正当化し、また、小中学生等に対し、松本及び同人の説く教義に絶対的に従う意識を扶植する指導を行うなどしていると認められる。

### (6) 4項該当性（引き続き活動状況を明らかにする必要性）

一般社会と融和しない独自の閉鎖社会を構築し、また、構成員の勧誘活動において、被勧誘者に対し、両サリン事件は「えん罪」と説明するなど、教団の体質はいまだ閉鎖的・欺まんの的で、その活動状況を把握することが困難な実情にあると認められる。

## 2 注目点

公安審査委員会は、今回の決定において、上祐派が、松本に対する批判活動等の施策を講じていることに関して、「過去の過ちに対する真摯な反省に基づき実施されたものではない」と判断した。



公安委員会	シリアにおける邦人拘束事案	平成27年1月29日
説明資料No. 9	について	国際テロリズム対策課

### 1 画像等の配信（1回目）について

#### (1) 内容

1月24日午後11時過ぎ、  
氏が殺害されたとみられる画像及び音声メッセージがインターネット上で配信されたことを確認。

画像	氏が殺害されたとみられる写真を持つ 氏とみられる者の写真
音声メッセージ	氏を自称する者が、ヨルダン当局に拘束さ れている が釈放されれば、 自身が解放される旨を述べる内容

#### (2) 日本政府の判断

日本政府は、収集した情報を総合的に勘案し、  
氏はISILにより殺害された可能性が極めて高いと判断。

### 2 画像等の配信（2回目）について

#### (1) 内容

1月27日午後11時頃、  
氏とみられる画像及び音声メッセージがインターネット上に配信されたことを確認。

画像	ヨルダン人パイロットの写真を持った 氏とみられる者の写真
音声メッセージ	氏を自称する者が、 氏との交換が24時間以内に行われなければ、 ヨルダン人パイロット及び自身が殺害される旨 を述べる内容

#### (2) 科学警察研究所における分析

現在、科学警察研究所において、画像及び音声メッセージについて所  
要の分析を実施中。

### 3 今後の対応

- TRT-2要員等による諸外国の治安情報機関を通じた関連情報の収集
- 御家族の心情に配慮した被害者支援の継続
- 重要防護施設等の警戒警備